

平成29年度第3回検討会における主な御意見

- 民間・公共でも成り立つサービスとビジネスの仕組みがある場合は、新たな環境配慮契約の対象として積極的に取り組むべき
- 環境省が法律を所管していることの意味付けは大きく、その活用方法について検討することが必要
- 目指すべきは脱炭素。低炭素から脱炭素に向けてギヤを入れなおすことが重要。トップマネジメントによる施策の推進が必要
- 低炭素の電気の供給については、環境配慮契約法の範疇を超えているが、国や独立行政法人等において需要があることを示せば、長期的・間接的には低炭素の電気の普及促進につながる
- 環境的によいものが契約上有利になるような市場の仕組みになることが重要
- 建築物について、運転の工夫や改修を含めた省エネ余地の評価に関しては詳細データの把握が必要
- 削減効果を評価するための手法の継続的な開発が必要
- 環境負荷削減効果について、分かりやすい形で「見える化」が必要
- 環境配慮契約の未実施機関を減らしていくことが重要
- 波及効果を考えるのであれば、地方公共団体への一層の普及が必要
- 地方公共団体等へ横展開のために、戦略的な推奨方法を考えることが必要